

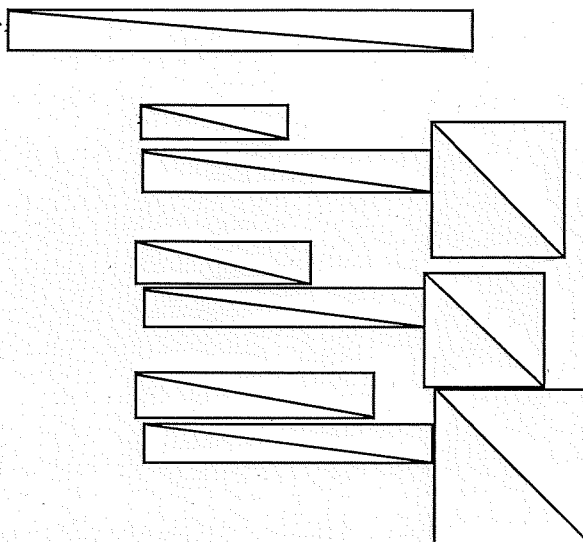


令和7年(2025)年7月 9日(水)

意見書

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

滋賀県大津市



京都府林地開発行為の手続に関する条例第7条第1項の規定による意見は以下のとおりです。

1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為者の氏名

京都市左京区田中大堰町182番地
株式会社 リベルテ京都 代表取締役 宮 井 文 雄

2 林地開発行為の目的

産業廃棄物最終処分場の建設(安定型)

3 林地開発行為をしようとする区域

京都市伏見区醍醐一ノ切町33番地ほか

4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙のとおり

別紙

本件林地開発行為に対して以下のとおり意見をのべます。

1 はじめに

風光明媚な「山村」である陀羅谷地区の森林を伐採し、土を掘って産業廃棄物最終処分場を建設することで操業終了後も含めてその景観は一変します。そのような事業計画に接し、県（府）境を挟んで隣接する△の住民としてもたいへん残念な思いです。

陀羅谷地区で事業を行う場合、大津側からは途中に私道があり、宇治側からは笠取の皆さんが生活道路として使用されている狭隘で曲がりくねった箇所がある道路を通ることになります。また、最終処分場の至近距離に陀羅谷住民の皆さんの家屋があり、千丈川が際を流れているという立地になります。産業廃棄物最終処分場を建設する場所として本当に適しているのか事業計画者にはぜひ再考をお願いします。

平成24年11月17日の△臨時総会で株式会社陀羅谷の産業廃棄物最終処分場事業計画に対して反対決議を行って以来、△は陀羅谷地区産廃建設断固反対の姿勢を堅持してきました。この度の事業計画に対しても千丈川源流付近の大規模な森林開発と産廃事業による千丈川の水質汚染や増水による洪水の危険性という観点から△はじめ△、△は、引き続き断固反対を表明します。

2 千丈川の水質汚染の危険性について

△の真ん中を流れる千丈川は、△および周辺地域の住民にとって自然豊かな癒しの川です。流域では夏には螢が舞い、多くの人の目を楽しませています。私たち住民も総出で草刈りや流域の清掃を行うなど千丈川の愛護に努めています。そのような千丈川に産業廃棄物最終処理施設や操業終了後の埋め立て地から有害物質が流入し、汚染される事態になれば、みんなで守ってきた自然環境が破壊されます。開発行為者の提示する措置によって汚染を防げる保証もなく、また、この措置が適正に実施される保証也没有ありません。

古くから△では千丈川等の水を利用して良質の米作りが行われてきました。また、隣接する大津市△でも千丈川の水を引いて農業を行っておられます。もし、千丈川の水が汚染されれば△や周辺の地域の農業に甚大な被害が及びます。

かつて陀羅谷地区で行われた事業跡地等からの流出水の心配から△が大津市に水質検査を要望し、長期間にわたって毎年実施していただいています。千丈川の源である陀羅谷地区で産業廃棄物最終処分場が建設され、操業した場合、その建設工事段階から操業期間、そして操業終了後も永年にわたって△の住民は、千丈川の水質汚染のリスクを抱え続けることになります。次世代や次々世代の住民にそのようなリスクを残すことはできません。

3 千丈川の増水による洪水の危険性について

千丈川は、流域住民の暮らしを支え、安らぎと潤いを提供してくれる貴重な河川ですが異常気象等で一瞬にして暴れ川に変貌します。昭和28年の水害では道路や田畑が流失するなど大きな被害をもたらしました。大津市石山外畑町、石山内畑町、南郷町に大きな被害をもたらした平成24年の大津市南部の集中豪雨の際には千丈川も激しく増水し、場所によっては氾濫寸前になりました。その翌年、平成25年には集中豪雨による増水によって、千丈川下流の護岸の一部が崩壊し、洪水の危険にさらされ、付近の一部の住民が☒公民館に避難しました。

気候変動によって、生命を脅かすような大量の雨が短時間に降る状況が年々増加しています。雨が降る度にすぐに増水し、大雨が長引いたりすれば、濁流のような流れになる千丈川の様子を見ている☒の住民としては、その源流付近の大規模な森林開発への不安はたいへん大きいものがあります。また、操業終了後の埋め立て地の地形は現状とは大きく変わり、千丈川の水量への影響はどうか大いに懸念されます。

千丈川の増水による洪水のリスクについても、森林開発段階から操業期間、操業終了後も永年にわたって☒の住民が抱え続けることになります。どうか、自然が溢れ、千丈川を守ってくれている陀羅谷地区の森林の開発はやめてください。

4 その他

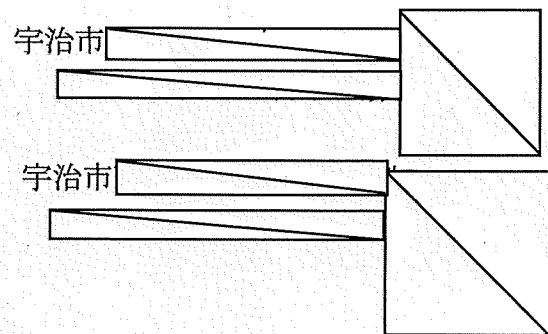
大津から陀羅谷地区へ向かう途中にある千町生産森林組合保有の私道（森林管理用道路）は、近隣住民の生活に必要な範囲での通行とハイキング等の余暇活動での通行のみを認め、営利事業目的での通行は認めていません。計画ではこの私道を使わないこととなっていますが、計画上のルートは道幅も狭く蛇行しており、全車が計画通りのルートを使用するか不明であり、この私道を使用されるおそれも払拭できず、この点からも計画に反対します。



意見書

令和7年7月14日

京都府知事 西脇 隆俊様



京都府林地開発行為の手続に関する条例3条の規定による意見は下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名

京都市左京区田中大堰町182

株式会社「リベルテ京都」代表取締役 宮井 文雄

- 2 林地開発行為の目的

産業廃棄物最終処分場（安定型）

- 3 林地開発行為をしようとする区域

京都市伏見区醍醐一ノ切町33番地ほか

- 4 意見の内容

別紙のとおり

別紙

本件林地開発行為に関して、私達地域住民の将来にわたる生活環境を守る立場から、地域住民の総意のもと以下のとおり意見を述べる。

1 生活環境が破壊される危険性

東西笠取地域並びに京都市醍醐一ノ切地域（通称陀羅谷地区）は、由緒ある風光明媚な山村地域であり、豊かな自然資源に恵まれた所でもある。

この通称陀羅谷地区内において、産業廃棄物最終処分場の開設にかかる林地開発行為の計画が出されたことについて、我々は断固として反対するものである。

この計画において、陀羅谷地域への工事車両並びに産業廃棄物最終処分場開設後の産業廃棄物の運搬搬入経路として示されている府道醍醐大津線、並びに市道赤坂中島線は道路幅員が狭隘であり、普段の通行においても、他者の車と出会ったとき離合するのに大変困っている現状である。

このような現状のもと、計画で示されているような6分に1台の割合で大型車両通行することとなれば、我々の生活道路としての通行に多大な危険が発生することとなる。

また、通行経路として示されている道路は高低差があるため、通行車両の増加による排気ガスや騒音等で、環境に対する大きな負荷が生じることとなる。

2 教育環境等に対する危険性の増大

市道滝ヶ谷森線の道路沿線には、地元の□小学校や高齢者介護施設、民間保育園、野外活動施設がある。

しかし、児童の校外学習や各福祉関係施設の入所者が散歩や野外活動としてこの市道を利用されることが多く、現在歩道もないためこれまで以上の危険が想定される。

また、□小学校の□に□野外活動センター「□」があり、年間を通じて市内外から子どもたちが野外活動のために来所している。以前に比べ道路事情は改善されてきてはいるが、まだ見通しの悪い個所もあり、大型バス等の通行も増えてきているため交通事故などの発生が懸念される。

3 最後に

以上のとおり、本件林地開発行為を行うことについては断固反対であり、絶対認められないよう切に願うものであります。

以上